

## 過去の研究会等の報告において示された「統計データ・アーカイブ」に関する記述

「学術基盤情報常置委員会報告 情報化社会における政府統計の一次データの提供形態のあり方について」（平成 13 年 7 月 23 日 日本学術会議 学術基盤情報常置委員会） 抜粋

（要旨）

2) 現状及び問題点

- (1) 政府統計の重要な部分は、被報告者である国民・法人には報告義務を課すと同時に調査者である政府には結果の公表義務を課し、周期的に行われるものである。従って、その結果報告書は、学界の共有財産としても蓄積されるべきものである。しかし、情報処理技術の発展により、従来の報告書形態の保存に留まらず、再集計可能な、匿名化されたマイクロデータの形で保存する必要性とその要求が増してきている。
- (2) 現行の政府の統計関係諸組織は、そのような事態に対応しきっていない。総務庁長官に対する統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想（平成 7 年 3 月 10 日）」でも、2—3 年を目途に標本データの積極的利活用の実現のための専門的・技術的検討を提言しているが、標本データの提供は実務的には実現していない。
- (3) また、日本学術会議の勧告が契機となって実現した大学間共同利用施設である社会科学系文献・情報センターも政府統計の公表形態の変化に対応しては成長してはいないだけでなく、IT 革命と呼ばれる事態に即応した施設というには、はるかに遅れている。

3) 改善策、提言等の内容

- (1) 政府諸統計、特に指定統計については個票データに基づくマイクロデータのデジタル情報は、永久保存を行い、蓄積媒体・読み取り機器の技術変化に対応することを可能にする必要がある。さらに、このマイクロの一次情報の利活用の拡大のために、当初計画の中に標本データの作成を含ませることを考慮すべきである。標本データの作成を全省庁的に統一かつ効果的に行うため、例えば総務省統計研修所研究官組織の活用などを行うことが考えられる。
- (2) 永久保存のデジタル情報は、現時的・時系列的に随時再集計が可能であるべきであり、一般行政文書と異なり国立公文書館とは別個の組織で蓄積されるべきである。
- (3) 標本データによるマイクロデータの利活用を図るため、文部科学省等の科学研究費補助金を得た研究に対しては統計法第 15 条 2 項の規定により使用を可能にする共同利用研究施設を設立する必要がある。例えば、日本学術会議勧告を契機に設立された一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター、神戸大学経営経済研究所附属経営分析文献センターなどの機能の拡充・改組等が考えられる。
- (4) マイクロデータの活用が、再抽出された標本データでは研究分析上不十分となり全データの使用が必要になった際には、上記の総務省統計研修所等で、欧米の宣誓職員のように、一時的な施設使用許可を得て、研究する仕組みを樹立することが望ましい。

（注） 下線 は、抜粋版の作成に当たり追加したものであり、原文にはない。

### Ⅲ 統計データの二次的利用の促進について

#### 6 統計データアーカイブ

##### (1) 統計データアーカイブ機能

統計データの利用を拡大するに当たっては、その前提として、実施された統計調査の調査票等の管理・保存が適正に行われる必要がある。現在は、各調査実施者が実施した指定統計調査の調査票や調査関係書類の保存については各調査の調査規則等において定められているが、各府省によって必ずしも取扱いは統一されていない。このため、「統計行政の新たな展開方向」等の各種提言において、統一的な考え方の下に調査票等の整理・保管を行い、行政施策や研究等のために使用する場合の基盤や窓口となる機能を提供する統計データアーカイブ機能についての検討が求められている。

しかしながら、統計データアーカイブを統計作成機関ごとに設置をするのか、あるいは国全体として一箇所に集約するのか等の設置形態の問題、収録すべきデータの範囲、データ利用者に対して提供するサービスの内容等、今後更に検討を行うべき課題が数多い。したがって、現時点では、将来的な統計データアーカイブの設置に向けて、調査票等の保存の考え方のみを整理し、統計データアーカイブの具体的な設置の在り方については、オーダーメイド集計の実施や匿名標本データの作成・提供等、新たな統計データの提供の動向も見極めつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

##### (2) 調査票の保存

指定統計調査の調査票の保存については、統計法第 7 条に基づき、「関係書類の保存期間及び保存責任者」が、あらかじめ総務大臣の承認を得る事項とされているほか、各調査の調査規則において調査票等の保存期間に関する規定が設けられている。これらによれば、調査票原票は比較的短い保存期間とした上で、調査票の内容を転写した電磁的記録については永年保存とする例が多いが、調査によっては、電磁的記録についても 3 年間から 5 年間等、比較的短い保存期間を定めている場合もある。今後、指定統計の作成以外の調査票の使用の要請に応え、将来的な統計データアーカイブの設置等に備えるためには、調査票を保存する必要があり、少なくとも調査票の内容を転写した電磁的記録の保存期間については、できる限り長期間とすべきである。また、将来的な利用のためには、電磁的記録の保存形式等を統一し、調査方法や用語の定義等、統計調査に関連する必要な情報をあわせて保存することが適当である。なお、行政機関個人情報保護法では、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（同法第 3 条第 2 項）こととされており、この考え方を踏まえれば、少なくとも個体識別が可能なかたちで長期間にわたり調査票の保有・保存を行う場合には、指定統計の作成以外の統計データの使用も含めて、調査票の使用の目的として理解することになる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号。以下「行政機関情報公開法施行令」という。）第 16 条第 1 項第 4 号及び別表第二では、行政文書の管理に関する定めのひとつとして、行政文書の最低保存期間の基準を定めており、最低保存期間の最も長いも

のは 30 年とされている。これについて、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」（平成 12 年 2 月 25 日各省庁事務連絡会議申合せ）では、「最低保存期間の最も長いものを 30 年としたのは、30 年を一区切りとして保存継続の必要性の見直しを的確に実施する趣旨であるが、必要に応じて永年保存区分を設けること（未来永劫の趣旨ではなく、非常に長期の保存を要するものであって、不定の職務上必要な期間の趣旨）は妨げない。」としており、必要に応じ、調査票の保存期間を永年とすることも差し支えないと考えられる。

調査規則に調査票の保存期間が規定されている場合は、行政機関情報公開法施行令第 16 条第 1 項第 12 号において「法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによることとするものであること。」と規定されており、各府省が設ける文書管理規則等の行政文書の管理に関する定めに基づき、調査規則において定めた保存期間が行政文書としての保存期間となると考えられる。

以上を踏まえ、調査票等の保存については、各調査実施者の取組を促し、できる限り統一的な運用を確保する観点から統計法に規定する考えもあるが、例えば、調査票以外の保存すべき調査関係書類の範囲、電磁的記録に転写済みの調査票原票の保存の必要性など、今後具体的に整理を要する事項も多く残されている。このため、今後これらの点について検討を行うとともに、法律のみならず政令、ガイドライン等どのようなレベルで規定するかという点も含め具体的な規定の整備の在り方についても検討することが適当である。

(注) 下線 は、抜粋版の作成に当たり追加したものであり、原文にはない。